

越前町国土強靱化地域計画

令和3年3月 策定

越前町

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -

第2章 本町の特徴

- 1 位置及び地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
- 2 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
- 3 交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -
- 4 人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -
- 5 主な災害被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -

第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 基本目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 6 -
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 6 -

第4章 想定する自然災害と被害想定

- 1 地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 8 -
- 2 津波・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 9 -
- 3 風水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 10 -
- 4 土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 11 -
- 5 雪害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 11 -
- 6 大規模火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 11 -

第5章 脆弱性評価

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定・・・・ - 12 -
- 2 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 13 -
- 3 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 13 -

第6章 推進方針

- 1 リスクシナリオごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・ - 14 -
- 2 施策分野ごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・ - 27 -

第7章 施策の重点化

- 1 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 34 -

第8章 計画の推進・進捗管理・見直し

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 35 -
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 35 -
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 35 -

第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を策定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

また、平成30年12月には、その後の発生した自然災害で得られた知見を追加するなどし、基本計画の見直しが行われた。

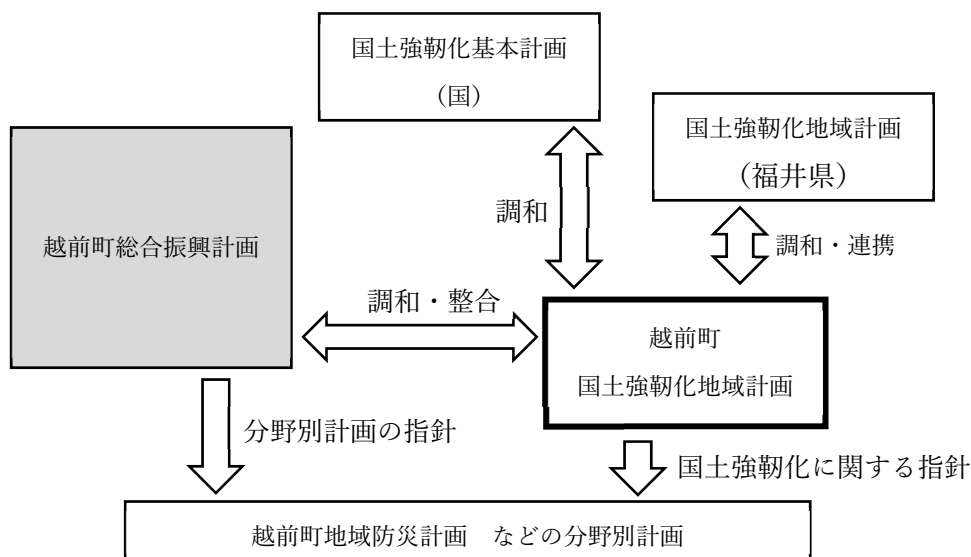
近年、大規模地震や大型台風、集中豪雨の多発など大規模自然災害の発生リスクが高まっている中、災害時において町民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する「災害に強いまちづくり」の一層の推進が必要となっていることから、いかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、「強さ」と「しなやかさ」を備えた「強靱な地域」をつくりあげるため、「越前町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、本町の将来への羅針盤である「越前町総合振興計画」や災害対策基本法に基づき策定した「越前町地域防災計画」等とも整合を図るとともに、本町の分野別計画等において国土強靱化に係る指針となるものである。

【越前町国土強靱化地域計画と関係計画の関係】



3 計画期間

本計画は、中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、令和3年度から令和7年度の5年間とする。

第2章 本町の特徴

1 位置及び地勢

本町は、平成17年2月に朝日町、宮崎村、越前町及び織田町の4町村が合併して誕生した町で、福井県嶺北地方の西端に位置する。

町の大きさは、東西約17.9km、南北約17.3km、面積153.15km²で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市とそれぞれ接している。

町の大部分は越前岬を抱える丹生山地に属し、500m級の山々が海岸線付近まで迫ることから、越前岬を中心とした風光明媚な海岸線は昭和43年に越前加賀海岸国定公園に指定されている。また、町の東側は武生盆地の西縁に位置するものの、その面積は狭く、その他の平坦地も海岸線に沿って点在する海岸段丘や、主に天王川の流域に分布する河岸段丘のみであり、町域の大部分は山地で占められる。

2 自然条件

(1) 気象

町の気候は北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属しているが、海岸、平野、山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が複雑に変化する特性があり、次のように概説される。

(2) 気温

本町における年間平均気温は14℃前後を示すが、町の西方に位置する沿岸部は、対馬海流が北上してくる地形的な条件下にあるため、冬期は他の地域より特に温暖で、月平均気温の最低値が5℃を下回ることがない。しかしながら、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、気温の年較差が大きく内陸型の気温変化を示す。

(3) 降水量

町の平均的な年間降水量は2,100mm前後であるが、丹生山地など起伏に富む地形を擁するため、地域の降水量が多くなる傾向を示す。逆に、対馬海流が北上する沿岸部は、福井県下でも最も降水量が少なく、年間降水量は1,500mm前後である。

なお、降水量を季節的にみると、12月から翌年1月にかけての降水量が多く、4月及び8月の降水量が少なくなる特徴を持つ。

(4) 降雪の深さ

町域の降雪の深さは地域的な違いが大きく、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、1月から2月の積雪が40cm以上に達することが多いが、沿岸部は冬期が温暖な気候にあることから、最深でも10cm程度の積雪に留まり、福井県下でも積雪の少ない地域となっている。

[気温、降水量、積雪量]

項目	月別平均気温 (℃)			月平均降水量 (mm)			最深積雪量 (cm)
	丹生 分署	朝日 分遣所	越前 分遣所	丹生 分署	朝日 分遣所	越前 分遣所	丹生 分署
1月	2.2	2.4	4.3	310.3	278.3	151.3	40.2
2月	2.5	2.7	4.2	206.6	226.4	100.9	42.7
3月	6.4	7.0	8.0	168.4	142.3	93.5	12.3
4月	11.8	12.7	12.8	201.7	154.7	105.5	0.0
5月	17.0	18.0	17.5	119.4	101.4	59.3	-
6月	20.8	21.6	20.8	139.7	119.8	78.3	-
7月	25.8	26.5	25.6	259.1	174.0	160.1	-
8月	26.0	26.7	26.1	223.3	168.5	137.4	-
9月	20.9	21.7	21.9	298.8	228.3	166.8	-
10月	15.7	16.5	17.3	213.8	208.6	134.8	-
11月	10.1	10.5	12.2	233.0	206.1	129.5	0.0
12月	4.9	5.0	7.0	450.8	436.7	238.2	17.8
平均・年間	13.7	14.3	14.8	2,824.8	2,445.0	1,555.6	-

※集計期間：平成25年～平成30年

○月間降水量の最小値

丹生分署	平成26年9月	57.0 mm
朝日分遣所	平成26年9月	55.5 mm
越前分遣所	平成29年8月	2.0 mm

○月間降水量の最大値

丹生分署	平成26年12月	816.5 mm
朝日分遣所	平成26年12月	750.0 mm
越前分遣所	平成26年12月	464.0 mm

○最深積雪量の最大値

丹南土木	平成30年1月	126.0 cm
丹生分署	平成30年1月	124.0 cm

3 交通

本町では、国道・主要地方道・一般県道を基本線として、東西・南北を基軸とする道路網が形成されており、山間部に点在する平坦地を結ぶように国道365号及び417号、主要地方道 武生米ノ線が東西方向に通るほか、国道305号が海岸線に沿って南北方向に延び、武生盆地と越前海岸を結ぶ交通の要所となっている。

また、町民の公共交通としては、路線バス（福鉄・京福）が走っており、平成18年6月からは、町がコミュニティバス「フレンドリー号」を運行している。

4 人口及び世帯数

本町の人口は21,538人（平成27年国勢調査）で、世帯数は6,560世帯である。また、年齢別の人口構成は、65歳以上の高齢人口が31%以上を占める一方、0～14歳の幼少年齢人口は12%台に止まっており、少子高齢化が進行している。

5 主な災害被害

(1) 風水害

発生年月日	種類	主な被害状況
昭和5年（1930） 7月12日	山崩れ	旧）越前町[梅浦の山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名 住家被害：7戸
昭和27年（1952） 6月23日	山崩れ	旧）越前町[米ノ山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名
昭和51年（1976） 10月29日	高波	旧）越前町 家屋全壊：9戸、家屋半壊：57戸 その他建物：63戸、浸水：90戸 被害船舶：62隻
平成元年（1989） 7月16日	落石	旧）越前町[国道305号] 死者：15名
平成2年（1990） 7月16日	高波	旧）越前町 負傷者：1名、被災家屋：17戸 漁船被害：32隻
平成10年（1998） 4月15日	崩壊災害	旧）越前町 全壊：1棟、半壊：2棟 一部損壊：6棟
平成10年（1998） 9月21～22日	台風第7号 （大雨）	死者：1名、負傷者：4名 住家全壊：7棟、住家半壊：12棟 一部損壊：41棟、非住家被害：28棟 床上浸水：153棟、床下浸水：216棟

平成 16 年 (2004) 11 月 27 日	高波	被災家屋：4 戸、漁船被害：15 隻
平成 29 年 (2017) 10 月 23～24 日	台風第 21 号 (大雨)	避難勧告発令 負傷者：1 名 家屋半壊：1 件、一部損壊 9 件
平成 30 年 (2018) 7 月 5～7 日	西日本豪雨 (大雨)	避難指示 (緊急) 発令 家屋一部損壊：4 件、 床上浸水：3 件、床下浸水：6 件

(2) 雪害

発生年月日	種類	気象概況	主な被害状況
昭和 38 年 (1963)	大雪 (38 豪雪)	織田観測所 (県警) 最大積雪：340cm	建物被害、林産被害 ※詳細不明
昭和 56 年 (1981)	大雪 (56 豪雪)	旧) 宮崎村役場 最大積雪：217cm	旧) 宮崎村 住家一部損壊：60 棟、 非住家全壊 3 棟 非住家一部損壊：87 棟など
平成 18 年 (2006)	平成 18 年 豪雪	織田分遣所 (消防) 最大積雪：94cm 笈松観測点 (役場) 最大積雪：168cm	越前町 負傷者：2 名 住家一部損壊：11 棟 非住家一部損壊：12 棟
平成 30 年 (2018)	平成 30 年 豪雪	丹南土木 (気比庄) 最大積雪：126cm 丹生分署 (消防) 最大積雪：124cm	負傷者：3 名 非住家全壊：37 棟 非住家半壊：11 棟 非住家一部損壊：5 棟

第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標等

本計画における目標として、国の基本計画及び県地域計画に基づき、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③町民の財産及び公共施設の被害を最小化する
- ④迅速に復旧・復興する

(2) 事前に備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する

2 基本方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

(1) 取組姿勢

- ①国、県、関係機関との連携強化、適切な役割分担
- ②町の強靱性を損なう本質的原因、強靱性を生かす特徴の検証
- ③短期的な視点によらず、長期的な視野を持った取組の実施
- ④地域特性を生かした災害に強い地域づくりによる地域活力の向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ソフト事業とハード事業を組み合わせた効果的な施策の推進
- ②住民、地域、行政等の適切な連携、役割分担（自助・共助・公助）
- ③平常時の有効活用

(3) 効果的な施策の推進

- ①財政資金の効率的な使用による施策の持続的实施に配慮した施策の重点化
- ②既存の社会資本の有効活用、効率的かつ効果的な維持管理

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ③自然との共生、環境との調和及び景観の維持

第4章 想定する自然災害と被害想定

本町で発生した風水害等の記録のうち、その被害状況が明らかな昭和以降の災害の履歴をみると、昭和51年10月に越前地域の沿岸を襲った高波被害、平成元年7月に落石がマイクロバスを直撃して15名が亡くなった災害等が大きな被害として挙げられる。また、最近の災害としては、平成10年9月に台風第7号による大規模な災害が発生し、平成29年10月の台風第21号では、本町が始まって以来初めてとなる「避難勧告」を、平成30年7月豪雨では「避難指示」を発令するなど、年々災害の規模が大きくなる傾向にある。

なお、過去に発生した災害の履歴をみると、町域では、山崩れ、落石及び高波による災害が越前地区で多発している傾向が見受けられるが、平成10年の台風第7号や平成30年7月豪雨のように、大雨によっても大規模な災害が発生することが想定される。

また、本町は県地域防災計画（原子力災害対策編）における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」に設定されていることから、原子力災害についても想定する。

1 地震

福井県地震被害予測結果（平成23年）のうち、本町に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

（1）想定断層

- ①福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）

（2）震度分布

- ①福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7

【想定地震それぞれにおける本町の被害予測結果】

項目		①福井平野東縁断層帯	②浦底－柳ヶ瀬山断層帯
震度		4～6強	5弱～6弱
建物被害 (棟)	全壊 ^{※1}	39 (0.3%)	107 (0.8%)
	半壊 ^{※1}	149 (1.1%)	1,219 (9.3%)
	火災・延焼 ^{※2}	0 (0.0%)	0 (0.0%)
人的被害 ^{※3} (人)	死者数	1 (0.0%)	7 (0.0%)
	負傷者数	18 (0.1%)	150 (0.6%)
	重症者数	2 (0.0%)	7 (0.0%)
	軽症者数	17 (0.1%)	144 (0.6%)

ライフ ライン 被害	上水道断水世帯数（世帯）	734	(9.1%)	5,510	(68.6%)
	下水道被災人口（人）	656	(2.8%)	439	(1.8%)
	停電軒数（軒）	16	(0.2%)	160	(1.5%)
	電話不通回線数（軒）	1	(0.0%)	9	(0.1%)
	L P ガス（件）	9	(0.2%)	2	(0.0%)
避難者数 （人）		762	(3.2%)	4,866	(20.5%)
	建物被害による	109	(0.5%)	1,198	(5.0%)
	断水による	653	(2.7%)	3,668	(15.4%)
震災廃棄物	重量（千トン）	6		66	
	体積（千m ³ ）	8		108	

2 津波

福井県津波浸水想定図（令和2年）と福井県津波シミュレーション（平成24年）を比較し、本町に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

（1）平均津波高

津波断層モデルの地震エネルギーが大きくなったことなどにより、本町の平均津波高は高くなる。

平均津波高（令和2年）	平均津波高（平成24年）
3.9m	2.8m

（2）最大津波高

地形データを50m格子から10m格子に細分化したことや、新たに本町の陸域に近いF52断層を選定したことで、本町の最大津波高は高くなる。

最大津波高（令和2年）	最大津波高（平成24年）
F52断層 1.1~7.2m	F51断層 1.34~5.51m

（3）浸水面積

津波断層モデルの地震エネルギーが小さくなったことなどにより、本町の浸水面積は小さくなる。

浸水面積（令和2年）	浸水面積（平成24年）
49ha	71ha

※河川を除いた陸域において、1cm以上の浸水が発生する面積

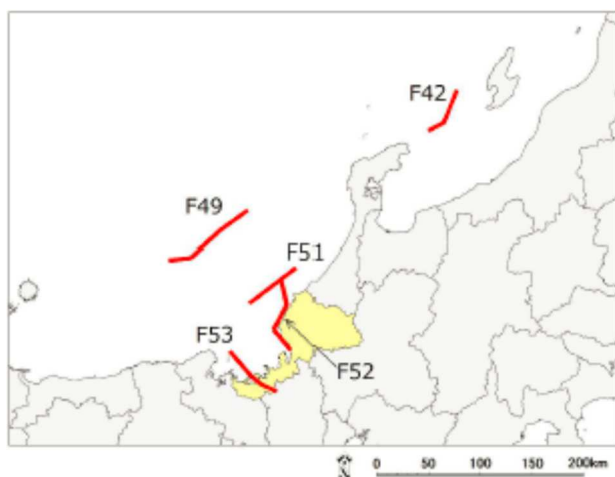
(4) 津波による最短の影響開始時間

今回、新たに陸域に近い断層モデル（F 5 2）を選定したことにより、本町の津波による影響開始時間が早くなる。

影響開始時間（令和 2 年）	影響開始時間（平成 24 年）
F 5 2 断層 1 分未満	大陸棚外縁、B、野坂 2~6 分

※海岸線から約 30m 沖合地点での地震発生後の海面に±20cm の海面変動の開始時間

活断層モデルの位置図



3 風水害

近年地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。本町においては、台風や暴風雨、集中豪雨などにより水害を受けやすく、特に朝日地区においては、中小河川の増水や用排水路に起因した局所的な内水氾濫の危険性が高まる傾向にある。

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予想河川、水位周知河川に指定されている。水防法の改正（平成 27 年）に伴い、計画規模の降雨及び想定最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域として指定・公表している。

(1) 計画規模の降雨

河川整備の目標とする降雨で、河川の重要度ごとに設定

(2) 想定最大規模の降雨

当該河川等における実績降雨だけでなく、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定

4 土砂災害

本町では、地形的な特性から土砂災害の法指定区域や危険箇所が多数分布している。台風や地震などの二次災害として土砂災害の発生が想定される。

【越前町の土砂災害防止法指定区域】

区分	箇所数（箇所）
土砂災害警戒区域	997
急傾斜	729
土石流	260
地すべり	8
うち土砂災害特別警戒区域	917
急傾斜	720
土石流	197
地すべり	0
急傾斜地崩壊危険区域	56
地すべり危険地区	4

5 雪害

平成 30 年豪雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定する。

■最大積雪深：126cm（平成 30 年 1 月）丹南土木事務所観測地点

6 大規模火災

住宅が密集した地域において、強風・乾燥時の気象条件化で発生した火災については、大規模化する可能性がある。

最大の住宅密集地における火災として、次の事例による被害を想定する。

【最大規模の火災事例】

発生日月	種類	主な被害状況
平成 5 年（1993） 4 月 7 日	住宅火災	旧）越前町道口 負傷者：1 名、全焼：17 棟、部分焼：10 棟（2,702m ² ）
平成 17 年（2005） 11 月 9 日	住宅火災	越前町城ヶ谷 全焼：9 戸、部分焼：3 戸

第5章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ」を基に、県地域計画と本町の地域特性等を踏まえ21の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1	大規模地震による建物等の倒壊や大規模火災による死傷者の発生
	2	1-2	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	3	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水
	4	1-4	大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
	5	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	6	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	2-1	避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	8	2-2	避難所の運営機能の崩壊による避難所生活の長期化
	9	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	10	2-4	被災地による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	11	3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	12	4-1	電力供給停止や設備の被災等による情報通信の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	13	5-1	人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	14	6-1	上下水道等の長期間にわたる供給停止
	15	6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	16	6-3	交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	17	7-1	市街地・集落等での大規模火災発生
	18	7-2	原子力発電所の重大事故による放射性物質の放出・拡散
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する	19	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧等の大幅な遅れ
	20	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足による復旧等の大幅な遅れ
	21	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れ

2 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置き、国の基本計画の施策分野を参考に、本町の状況に応じた9項目の個別施策分野を設定する。

個別施策分野	
①行政機能／防災・消防	⑥産業・農林漁業
②住宅・都市／土地利用・国土保全	⑦交通・物流
③防災教育	⑧情報通信
④保健医療・福祉／衛生	⑨学校・教育
⑤地域防災・コミュニティ	

3 評価結果

国が実施した評価手法や、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施した。

具体的には、21のリスクシナリオごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価をリスクシナリオごと、個別施策分野ごとに分けて「脆弱性評価結果」(別紙1)としてまとめた。

第6章 推進方針

前章の脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針をまとめた。

また、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、重要業務指標（K P I）を設定した。

1 リスクシナリオごとの施策方針

【目標】①直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

1-1 大規模地震による建物等の倒壊や大規模火災による死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する。
- 大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、抽出した17箇所の変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する。

（避難場所および避難経路の整備）

- 避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する。
- 災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る。
- 災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する。

（消防活動体制の確保・装備等の充実）

- 消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る。

重要業績指標（K P I）

住宅の耐震化	R 2	77.7%	⇒	R 7	90.0%
危険施設（ブロック等）の撤去	R 1	0件	⇒	R 7	5件
防災公園の整備	R 1	2件	⇒	R 7	4件
消防団員数	R 1	346人	⇒	R 7	407人

リスクシナリオ

1-2 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

(津波対策の推進)

- 大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る。
- 平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する。
- 学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する。
- 手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する。
- 津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う。

重要業績指標 (KPI)

厨・大浜海岸および茂原海岸の離岸堤整備	R 1	0 km	⇒	R 7	0.3 km
津波対応訓練の実施 (年)	R 1	0 校	⇒	R 7	3 校
津波ハザードマップの更新	R 1	未着手	⇒	R 4	更新

リスクシナリオ

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水

(洪水ハザードマップの周知・活用)

- 国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る。

(河川改修等の治水対策の推進)

- 国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川についても浚渫等を行うなど適切な管理を行う。
- 浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う。
- 水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る。
- 農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う。
- 浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する。

(防災教育等の推進)

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

重要業績指標 (K P I)

要配慮者避難確保計画に基づいた避難訓練 (年)	R 2	3 施設	⇒	R 7	27 施設
天王川改修に伴う環境護岸整備延長	R 1	1.27 km	⇒	R 7	2.00 km
田んぼダム整備対象面積	R 1	0 ha	⇒	R 7	5.0 ha
防災重点ため池の廃止	R 1	1 箇所	⇒	R 3	2 箇所
公共下水道浸水対策整備率	R 1	34.3%	⇒	R 7	34.7%

リスクシナリオ

1-4 大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

(道路の除雪体制の強化)

○地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。

○除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る。

○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する。

(公共交通の安全で安定した運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。

(車両等の運行における燃料の確保)

○大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の収集に努める。

(地域防災力の向上)

○インターネットや SNS を活用した情報発信の手法について、先進地の取組みを参考に調査研究を行い、導入に向け検討するとともに、町民に対して、除雪に関する状況を適切かつ迅速に発信する。

○自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について町民一人ひとりへの浸透を図るほか、自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す。

○雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。

○大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

(空き家対策の推進)

○町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する。

重要業績指標 (K P I)

町道消雪整備延長	R 1	17,899m	⇒	R 7	19,000m
除雪機械の継続的な更新	R 1	6台	⇒	R 7	6台
所有者による危険空き家の除去	R 1	3件	⇒	R 7	36件

リスクシナリオ

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

○土砂災害の危険性が高い地域について、県の再調査による土砂災害警戒区域の追加指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。

○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する。

○大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、抽出した17箇所の変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する(再掲)

○土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する。

重要業績指標 (K P I)

(再掲) 要配慮者避難確保計画に基づいた避難訓練(年)	R 2	3施設	⇒	R 7	27施設
間伐材の搬出量(年)	R 1	6,000 m ³	⇒	R 7	6,000 m ³

リスクシナリオ

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(町民等への情報伝達体制の強化)

○防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する。

○外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る。

○防災拠点(避難所・避難場所等)において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが使用できる公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う。

○観光客等など町内訪問者に災害情報が伝達できるよう、町内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を促進する。

(地域防災力の向上)

○平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する。

○自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

(防災教育の推進)

○学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に対し町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する。

○全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る。

重要業績指標 (KPI)

防災行政無線戸別受信機整備率	R 1	75.9%	⇒	R 7	100.0%
自主防災組織の設立	R 1	64 組織	⇒	R 7	129 組織

【目標】②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ

2-1 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給体制の整備)

○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。

○長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する。

○物資の輸送路が寸断された場合でも、安定して物資供給を行うため、輸送用ドローンの配備や離着陸ポート等を整備する。

(応急給水体制の整備・生活必需品の備蓄強化)

○災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する。

○避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。

(避難所等における感染症等の拡大防止)

○避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う。

○指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する。

重要業績指標（KPI）

輸送用ドローンの配備	R 1	0 台	⇒	R 4	1 台
非常食の備蓄数	R 1	5,805 食	⇒	R 7	10,000 食
感染症対策用品が整っている指定避難所	R 1	6 箇所	⇒	R 4	30 箇所
災害協定の締結	R 1	23	⇒	R 3	30

リスクシナリオ

2-2 避難所の運営機能の崩壊による避難所生活の長期化

（避難所のバリアフリー化の推進）

○地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める。

○要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進する。

（避難所の適切な運営）

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（BEE）」を設立し、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す。

○特設公衆電話は、避難者や帰宅困難者が無料で利用でき、また、安否確認などに大きな役割を果たす重要な設備であることから、導入施設の拡充と操作方法等の習得を推進する。

○避難所での感染症対策として、マスク等のごみを適正に廃棄し二次感染を防ぐ。

○ペットとの同行避難者に備え、避難所の受け入れ体制を整備する。

重要業績指標（KPI）

防災士登録人数	R 1	100 人	⇒	R 7	160 人
防災士研修会の開催（年）	R 1	2 回	⇒	R 7	12 回
小学校トイレの洋式化	R 1	73.08%	⇒	R 7	100.0%
中学校トイレの洋式化	R 1	72.02%	⇒	R 7	100.0%
（再掲）自主防災組織の設立	R 1	64 組織	⇒	R 7	129 組織

リスクシナリオ

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(集落連絡手段の強化)

- 孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する。
- 孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や、その緊急離着陸場の確保に努めるとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応する体制を構築する。
- 町外を含め各種団体と、広域的な災害協定の締結を推進し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する。
- 物資の輸送路が寸断された場合でも、安定して物資供給を行うため、輸送用ドローンの配備や離着陸ポート等を整備する。(再掲)

(地域防災活動の推進)

- 平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する。

重要業績指標 (KPI)

林道構造物点検	R 1	0 施設	⇒	R 4	3 施設
(再掲) 輸送用ドローンの配備	R 1	0 台	⇒	R 4	1 台
(再掲) 災害協定の締結	R 1	2 3	⇒	R 3	3 0

リスクシナリオ

2-4 被災地による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生

(医療支援体制の整備)

- 平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する。
- 県や丹生郡医師会、鯖江丹生消防組合等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する。
- 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する。
- 関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

(感染症等の対策・衛生面の確保)

- 避難所での疫病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る。
- 感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。

(避難所等における感染症等の拡大防止)

- 避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う。(再掲)

○指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する。(再掲)

重要業績指標 (K P I)

高齢者のインフルエンザ予防接種率	R 2	74.2%	⇒	R 7	80.0%
(再掲) 感染症対策用品が整っている指定避難所	R 1	6箇所	⇒	R 4	30箇所
仮設トイレ (排泄物処理袋)	R 1	3,600袋	⇒	R 4	10,000袋

【目標】③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

3-1 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

(行政の業務継続体制の整備)

○大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

○本町業務継続計画 (BCP) について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。

○発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

○他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える。

重要業績指標 (K P I)

停電時72時間庁舎機能を維持できる防災拠点施設	R 1	1施設	⇒	R 7	4施設
業務継続訓練の実施 (年)	R 1	未実施	⇒	R 7	1回

【目標】④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ

4-1 電力供給停止や設備の被災等による情報通信の麻痺・長期停止

(庁舎等の電力確保対策の推進)

○本庁舎が被災し行政機能を消失した場合、代替施設となる各コミュニティセンターや生涯学習センター等において、業務継続のための3日間 (約72時間分) の非常用電源が確保できる発電設備を整備する。

○石油燃料の優先供給を受けるまでの間、3日間程度稼働可能な燃料を貯蔵できる施設を整備する。

(停電時に使用可能な情報通信機器の研究)

○停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する。

重要業績指標（KPI）

（再掲） 停電時72時間庁舎機能を維持できる防災拠点施設 R1 1施設 ⇒ R7 4施設

【目標】⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

リスクシナリオ

5-1 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞

（事業所等の業務継続体制の促進）

- 企業等は、関係業界団体との協力体制のもとBCPを策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等がBCPを策定するにあたり必要な支援を行う。
- 企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る。
- 被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。
- 発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める。

重要業績指標（KPI）

BCP策定事業所数（累計） R1 1事業所 ⇒ R7 10事業所

【目標】⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

6-1 上下水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する。
- 大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けている導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する。
- 越前南部地区において、災害時でも安定して水道水を供給するため、老朽化の進んだ簡易水道施設の統合を図る。

（ライフラインの維持）

- 水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する。
- 給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する。

重要業績指標（KPI）

水道管路の耐震化率	R 1	5.3%	⇒	R 7	11.5%
越前南部地区簡易水道の統合	R 1	未着手	⇒	R 7	86.8%（R 8 完成予定）

リスクシナリオ

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（汚水処理施設等の整備・老朽化対策）

- 公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る。
- 前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う。

（汚水処理施設等の災害対応体制の強化）

- 本町業務継続計画（地震・津波編）について、洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応（浸水編）や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る。
- 災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する。

重要業績指標（KPI）

汚水処理施設の耐震化率	R 1	21.4%	⇒	R 7	23.1%
下水道管路の耐震化率	R 1	13.4%	⇒	R 7	13.5%

リスクシナリオ

6-3 交通ネットワークの機能停止

（道路交通網の確保）

- 町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る。
- 土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る。
- 国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る。
- 町が管理する緊急輸送道路（東気比庄線）の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、安全・安心な交通を確保するため、路面下空洞調査を実施する。
- 災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。
- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、建設業の担い手確保を図る。

重要業績指標（KPI）

町道改良済延長	R 1	234 km	⇒	R 7	237 km
---------	-----	--------	---	-----	--------

町道橋梁点検（5カ年計画）	R 2	6/214 橋	⇒	R 6	214/214 橋
町道橋梁修繕	R 1	17/ 59 橋	⇒	R 7	59/ 59 橋
（再掲）災害協定の締結	R 1	2 3	⇒	R 3	3 0

【目標】⑦制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ

7-1 市街地・集落等での大規模火災発生

（消防力の強化）

- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、町民の防火意識の高揚を図るとともに、町民参加型の訓練を実施する。
- 事業所に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通して、自衛消防組織の育成強化を図る。
- 消防団の人員を確保するとともに、拠点となる詰所の整備や団員の装備等の充実を図る。（再掲）
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽、消火栓などの消防水利の点検・整備を、計画的に実施する。

重要業績指標（KPI）

（再掲）消防団員数	R 1	346 人	⇒	R 7	407 人
防火水槽設置数（累計）	R 1	378 箇所	⇒	R 7	383 箇所

リスクシナリオ

7-2 原子力発電所の重大事故による放射性物質の放出・拡散

（原子力防災対策の強化）

- 原子力災害時に、円滑な住民避難を可能にするため、県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、町による避難誘導訓練等を実施する。
- 県と協力し、広域避難を想定した避難誘導資機材、移送用資機材・車両を整備する。
- 原子力防災対策必要とされる防災活動資機材等を整備する。

重要業績指標（KPI）

町による原子力避難訓練の開催（年）	R 1	未実施	⇒	R 4	1 回
-------------------	-----	-----	---	-----	-----

【目標】⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する

リスクシナリオ

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧等の大幅な遅れ

(生活環境の保全)

○本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する。

○災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする。

重要業績指標 (KPI)

災害廃棄物処理計画の策定 R1 未策定 ⇒ R3 策定

リスクシナリオ

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足による復旧等の大幅な遅れ

(復旧・復興の促進)

○災害時の道路啓開の応急対応人材等を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、建設業の担い手確保を図る。(再掲)

○甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する。

○復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を継続して実施し、土地の境界を明確にして行政財産の適正な管理を図る。

○町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める。

重要業績指標 (KPI)

(再掲) 災害協定の締結 (累計) R1 23 ⇒ R3 30

リスクシナリオ

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧等の大幅な遅れ

(地域防災力の向上)

○若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する。

(治安の維持)

○平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

○地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する。

重要業績指標（KPI）

刑法犯罪発生件数（年）	R 1	52 件	⇒	R 7	50 件
防犯隊員数	R 1	346 人	⇒	R 7	407 人
町が設置する防犯カメラの台数	R 1	2 台	⇒	R 7	15 台
自治会等が設置する防犯カメラの台数（年）	R 2	2 台	⇒	R 7	2 台

2 施策分野ごとの施策方針

①行政機能／防災・消防

- 消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る。
- 避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る。
- 地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める。
- 避難所での感染症対策として、マスク等のごみを適正に廃棄し二次感染を防ぐ。
- ペットとの同行避難者に備え、避難所の受け入れ体制を整備する。
- 大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。
- 本町業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。
- 発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
- 他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える。
- 本庁舎が被災し行政機能を消失した場合、代替施設となる各コミュニティセンターや生涯学習センター等において、業務継続のための3日間（約72時間分）の非常用電源が確保できる発電設備を整備する。
- 石油燃料の優先供給を受けるまでの間、3日間程度稼働可能な燃料を貯蔵できる施設を整備する。
- 本町業務継続計画（地震・津波編）について、洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応（浸水編）や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る。
- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、町民の防火意識の高揚を図るとともに、町民参加型の訓練を実施する。
- 事業所に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通して、自衛消防組織の育成強化を図る。
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽、消火栓などの消防水利の点検・整備を、計画的に実施する。
- 原子力災害時に、円滑な住民避難を可能にするため、県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、町による避難誘導訓練等を実施する。
- 県と協力し、広域避難を想定した避難誘導資機材、移送用資機材・車両を整備する。
- 原子力防災対策必要とされる防災活動資機材等を整備する。

○甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する。

②住宅・都市／土地利用・国土保全

○旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する。

○大規模盛土造成地の地震時の安全性を確認するため、変動予測調査を実施し、必要な対策を検討する。

○避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する。

○災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る。

○国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川についても浚渫等を行うなど適切な管理を行う。

○浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う。

○浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する。

○町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する。

○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する。

○災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する。

○大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けている導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する。

○越前南部地区において、災害時でも安定して水道水を供給するため、老朽化の進んだ簡易水道施設の統合を図る。

○水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する。

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する。

○公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る。

○前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う。

○災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する。

○復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を継続して実施し、土地の境界を明確にして行政財産の適正な管理を図る。

○町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める。

③防災教育

- 平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する。
- 手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する。
- 国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る。
- 土砂災害の危険性が高い地域について、県の再調査による土砂災害警戒区域の追加指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。

④保健医療・福祉／衛生

- 要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。
- 平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する。
- 避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う。
- 指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する。
- 平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する。
- 平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する。
- 県や丹生郡医師会、鯖江丹生消防組合等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する。
- 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する。
- 関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。
- 避難所での疾病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る。
- 感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。
- 本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する。

○災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする。

⑤地域防災・コミュニティ

○自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について町民一人ひとりへの浸透を図るほか、自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す。

○雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。

○大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

○自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（B E E）」を設立し、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す。

○若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する。

○平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的を実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

○地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する。

⑥産業・農林漁業

○大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る。

○水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る。

○農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う。

○土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する。

- 企業等は、関係業界団体との協力体制のもと BCP を策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等が BCP を策定するにあたり必要な支援を行う。
- 企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る。
- 被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。
- 発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める。

⑦交通・物流

- 津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う。
- 地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。
- 除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する。
- 公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。
- 大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の収集に努める。
- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。
- 長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する。
- 物資の輸送路が寸断された場合でも、安定して物資供給を行うため、輸送用ドローンの配備や離着陸ポート等を整備する。
- 孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する。
- 孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や、その緊急離着陸場の確保に努めるとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応する体制を構築する。
- 町外を含め各種団体と、広域的な災害協定の締結を推進し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する。
- 給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する。

- 町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る。
- 土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る。
- 国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る。
- 町が管理する緊急輸送道路（東気比庄線）の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、安全・安心な交通を確保するため、路面下空洞調査を実施する。
- 災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。
- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、建設業の担い手確保を図る。

⑧情報通信

- インターネットや SNS を活用した情報発信の手法について、先進地の取組みを参考に調査研究を行い、導入に向け検討するとともに、町民に対して、除雪に関する状況を適切かつ迅速に発信する。
- 防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する。
- 外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る。
- 防災拠点（避難所・避難場所等）において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが使用できる公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う。
- 観光客等など町内訪問者に災害情報が伝達できるよう、町内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を促進する。
- 特設公衆電話は、避難者や帰宅困難者が無料で利用でき、また、安否確認などに大きな役割を果たす重要な設備であることから、導入施設の拡充と操作方法等の習得を推進する。
- 停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する。

⑨学校・教育

- 災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する。
- 学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する。
- 学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に対し町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する。

- 全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る。
- 災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する。
- 気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。
- 要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進する。

第7章 施策の重点化

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策に優先順位を付け重点化しながら進める必要がある。

本計画では、国及び県の計画における重点項目を参考に、過去の災害状況や地域特性を踏まえ、以下の12項目について、関連する取組みの重点化を図る。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震による建物等の倒壊や大規模火災による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水
	1-4	大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-4	被災地による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止や設備の被災等による情報通信の麻痺・長期停止
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上下水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	交通ネットワークの機能停止

第8章 計画の推進・進捗管理・見直し

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもとで取り組んでいく必要がある。

また、地域の強靱化に向けて、国や県、近隣市町、関係事業者、町民などとの協働・連携を進めることが極めて重要であり、平時から様々な取組みを通じた関係構築を進め、効果的な施策の推進に努める。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組みの成果を踏まえ、町の予算への反映や国・県・関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につながるPDCAサイクルを構築する。

3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し概ね5年ごとに見直しを行うが、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜見直しを実施する。

また、国・県の計画や関連する他の計画等を見直し状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、他の計画との整合性を図る。